

第四章 附則

1. 施行期日

今改正法における模倣品対策のための制度改正は、定義規定への輸出の追加、譲渡目的所持のみなし侵害行為への追加、刑事罰の強化を内容としており、今回の制度改正の趣旨を十分に制度利用者に周知するとともに、施行に必要な準備を行う必要がある。その一方、模倣品対策の緊急性にかんがみ、早期の法施行が必要とされるところでもある。

こうした観点から、模倣品対策のための制度改正に係る規定の施行日については、平成19年1月1日とした（改正法附則第1条第2号）。

2. 経過措置

◆附則第2条第3項

（意匠法の改正に伴う経過措置）

第二条（略）

2（略）

3 新意匠法第二条第三項、第三十八条、第四十四条の三及び第五十五条の規定は、一部施行日以後にした行為について適用し、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。

◆附則第3条第2項

（特許法の改正に伴う経過措置）

第三条 (略)

- 2 新特許法第二条、第百一条、第百十二条の三及び第百七十五条の規定は、一部施行日以後にした行為について適用し、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。

◆附則第4条

(実用新案法の改正に伴う経過措置)

- 第四条** 第三条の規定による改正後の実用新案法第二条、第二十八条、第三十三条の三及び第四十四条の規定は、一部施行日以後にした行為について適用し、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。

◆附則第5条第2項

(商標法の改正に伴う経過措置)

第五条 (略)

- 2 新商標法第二条第三項、第三十七条及び第六十七条の規定は、一部施行日以後にした行為について適用し、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。
- 3～5 (略)

産業財産権の侵害物品を輸出する行為、譲渡等を目的として所持する行為は、民事上の差し止めや損害賠償請求の対象となることから、改正法施行後の行為から侵害行為となることを明確にするため、改正後の行為から改正法が適用されることを確認的に規定することとした。